

# 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針

令和4年4月1日制定

社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会

社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）並びに本会が経営する福祉サービス事業所（以下、「事業所」という。）は、虐待防止及び身体拘束の廃止に向けて、役職員が一丸となって取組みを進めます。

## 基本指針

- 1 本会及び事業所は、虐待防止及び身体拘束の廃止に向けて、「虐待防止及び身体拘束適正化に関する規程」（以下、「虐待防止規程」という。）を定めます。
- 2 当該規程において、「虐待防止委員会」の設置条項を定め、虐待防止と身体拘束の適正化の取組みを進めます。
- 3 本会及び事業所職員に対し、入職時を含め定期的に研修を企画実施し、常にその重要性を認識し業務に従事するように努めます。
- 4 この指針は法人の掲示板及びホームページに掲載し、誰もが閲覧できるよう広く社会に公表します。

## 虐待防止の指針

虐待は人間の尊厳を害するものであることから、決して許されるものではありません。本会のサービス利用者の自立と社会参加を阻害する虐待を防止し、利用者の安全と人権の保護に努めます。

- 1 虐待発生の疑義が生じた場合あるいは虐待発生の恐れがあるときは、利用者の安全確保と人権保護の必要があることから、「虐待防止規程」に規定する報告体制を整え対応するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 虐待の発生が確認されたときには、利用者の安全確保と人権保護を最優先で対応し、当該事案の解決に向けた取組み及び再発防止のための必要な措置を、規程に則り講じます。

## 身体拘束適正化の指針

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を奪うことに繋がりがねない行為です。

本事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

### 1 やむを得ず身体を拘束する場合の3要件

やむを得ず身体拘束する場合は、次の3つの要件をすべて満たしていることを必要とします。

【要件1】切迫性 …利用者本人または他の利用者等の生命、身体が危険にさらされたり、権利が侵される可能性が著しく高い場合

【要件2】非代替性…身体拘束、その他の行動制限を行うこと以外に方法がない場合

【要件3】一時性 …身体拘束あるいはその他の行動制限が一時的で、常態化していないこと

### 2 身体拘束適正化委員会、その他事業所内の組織に関する事項

本会及び事業所では、虐待防止及び身体拘束適正化（不適切な身体拘束の防止や身体拘束を行わない支援方法の検討）を目的として、「虐待防止委員会」を設置する。但し、身体拘束適正化に関する取り組みに限り以下の内容と定め、「身体拘束適正化委員会」と言い換えることができる。

#### ① 構成委員

- ・委員長
- ・虐待防止責任者
- ・虐待防止担当者
- ・法人内関係職員
- ・必要に応じて、利用者やその家族、専門的な知見のある第三者等

#### ② 委員会の開催

身体拘束の必要が懸念される事態発生時、必要な際は、随時委員会を開催します。

委員会は、委員長の招集をもって年1回以上開催します。

但し、小規模多機能型居宅介護事業所においては、職員会の場を活用し3月に1回以上開催します。

#### ③ 委員会の役割

- ア) 事業所内での身体拘束適正化にむけての現状および改善についての検討
- イ) 身体拘束の必要性が懸念される場合の検討及び手続き
- ウ) 身体拘束を実施した場合の解除に関する検討
- エ) 協議結果の職員への周知

#### ④ 身体拘束適正化の担当者

身体拘束適正化の担当者は、虐待防止担当者とします。

### 3 身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する身体拘束の適正化のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するものであるとともに、身体拘束等の適正化を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修の記録と保管

### 4 身体拘束が発生した場合の対応方法に関する基本方針

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### ① 適正性の検討

身体拘束適正化委員会を中心に関係職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束の実施に当たり3要素（切迫性、非代替性、一時性）の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

#### ② 本人・家族への説明および同意

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、目的、理由、期間等について検討し本人・家族に対する説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

#### ③ 記録と再検討

事前に作成した記録様式に、身体拘束の様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。

#### ④ 拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

### 5 身体拘束が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束を行った利用者の様態及び時間、心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由（3要件）を記録し、5年間保管します。

### 6 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します

## 7 その他

身体拘束適正化のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

### 附 則

本指針は、令和4年4月1日より運用します。

### 附 則

本指針は、令和7年11月1日より運用します。